

35 弥富市

2017年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る本来の自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】一般会計からの繰入は考えておりません。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】保険料の単独減免制度については、平成18年度から実施しており制度内容も同じく引き続きおこないます。

(2) 介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】今後ケアマネ資格を持った職員の配置を検討します。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】介護保険利用の相談があった場合、まず聞き取りを十分行い、チェックリストによる調査か要介護認定申請か制度を説明した上で選択していただき、地域包括支援センターへつなげています。

(3) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】平成29年3月に特別養護老人ホームおふくろの家が開設しました。第7期介護計画でも地域密着型特養を見込む予定です。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

【回答】施設が特例入所の判断に対して迷う場合、市の意見を求めることがあります。市で個々の事例を検討して、施設に対し回答を行います。

(4) 総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】弥富市の総合事業は、独自でも現行基準でサービスを提供していただいている。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

【回答】総合事業の充実のため必要な予算の確保に努めます。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】サロンの拡充のため、助成金を補助するだけでなく、団体に対するアドバイスやサロン代表者の集いの開催などソフト面での支援も充実していきます。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】住宅改修費、福祉用具購入費は実施しています。

★(6) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください

【回答】要支援1の方から要介護5の方までの方の自立度で判定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】対象の方には、認定書を送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

【回答】平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が市から県に変わります。今後、愛知県が試算した国保事業費納付金、標準保険料率をもとに、保険税の見直しを検討していきます。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】18歳未満の者を均等割の対象としないことは、現在、考えていません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】資格証明書は、現在のところ発行をしていません。なお、滞納世帯の方は納税相談後の保険証交付としており、窓口交付を原則としております。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

【回答】給付の制限はしていません。有効期間6ヶ月の短期保険証(通常は2年間有効)を発行しています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】当市ホームページ、広報等に掲載し、制度の周知及び加入の促進を図っています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護法の基準に準じて実施しています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】社会福祉法第16条に基づき、標準数の職員を配置しています。県主催の担当者研修を定期的

に受講し、支援について親切丁寧に対応するよう心がけています。

③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】平成27年4月に改正されました生活保護実施要領に基づき実施しています。保護制度の適正な運営を図るためにも、保護受給者の方にご理解とご協力をお願いしております。

④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

【回答】金額の多少に関係なく、医師が認めた療養に必要な最小限度の日数、及び傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によった最小限度の実費を支給しています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】現行制度を維持したいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】現行制度を維持したいと考えております。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】平成27年4月から精神障害保健福祉手帳1・2級受給者の自己負担分助成を全疾患に拡大しています。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

【回答】市独自での調査は考えておらず、愛知県が実施する調査に協力します。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】愛知県の計画を参考に本市の必要な施策を展開してまいります。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

【回答】1.4倍以下の世帯への拡充は考えていません。

年度途中の申請については、個々の状況に応じ各校で案内をしております。また、ホームページや広報に掲載しております。支給内容の拡充は考えておりません。

入学準備金の入学前支給については、現段階では考えておりません。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】実施しておりません

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

【回答】給食費を無償にすることは考えておりません。就学援助制度により給食費は支給されますので、未納者が生じないよう制度の周知に努めます。

(3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

【回答】本市においては9か所の公立保育所と1か所の認定こども園で、待機児童が出ないように対応しています。認定をする場合は、基準の条例に基づき点検していきます。

(4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答】独自補助は考えておりません。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】「暮らしの場」が選択できるよう充実させていくことは重要だと考えております。当市としてもグループホームについて、海部南部障害者自立支援協議会で、市内や近隣の事業所等に声をかけさせていただき説明会等を開催させていただきました。その説明会の席で事業所側からも建設に前向きな意見を頂いております。今後は事業所が参入してしてもらえるよう働きかけていきたいと考えております。

また、日中活動系サービスや居住系サービスを充実していくことが必要と考えておりますが、支給決定基準の範囲内で、利用者及び家庭の状況を考慮して支給決定を行っています。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようになるとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

【回答】社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など社会参加のための外出が円滑にできることを事業の目的としており、通年かつ長期にわたる外出は事業の外出目的に該当しないため、通所・通学には原則利用できません。また、移動支援は在宅生活を送っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスのため障害者支援施設入所中(短期入所中を含む)の方は利用できません。

通院については、原則居宅介護(通院などの介助)での支給となります。障害者支援区分が非該当であったり、支給時間数の不足などにより、同サービスを利用できない場合は移動支援での支給が認められる場合もあります。なお、待機時間については対象とはならず、送迎のみが対象となります。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】障害者総合支援法施行令に基づき、負担上限月額(0~37,200円)を定めています。また、地域生活支援事業の利用負担については、市町村民税非課税世帯及び生活保護法による被保護世帯は無料としています。療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。また低所得者の施設入所者等についても、食費等実費負担分について減免措置があります。グループホーム・ケアホームの利用者に家賃助成が講じられています。

- ★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- 1) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】障害者総合支援法第7条(他の法令による給付との調整)を基本としていますが、厚生労働省通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」で示されたとおり障害福祉サービスの種類や利用者的心身の状況に応じて、一律に介護保険を優先しないこととしています。

- 2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

【回答】要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など介護保険サービスを利用できない場合であって、なお障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合は障害福祉サービスを支給します。なお、介護保険サービスを優先適用すべき者が、介護保険非該当により障害福祉サービスのみを支給されている場合は、その者の障害支援区分の有効期間の終期に再度要介護認定を受けるよう勧奨していきます。

- ⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

【回答】病院内の介助等については、厚生労働省通知「平成20年4月以降における通院介助の取扱いについて」の(4)-アに示されているとおり、病院内の移動などの介助は基本的には院内のスタッフにより対応されるべきもので、ヘルパーの派遣は原則認められませんが場合により派遣を認めることもあります。

- ⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】職員の配置については、シフト制などの交代勤務を導入している場合であっても夜勤を行う夜間支援従事者を夜間及び深夜の時間帯を通じて配置している場合は、夜間支援体制加算(I)の算定が可能であるため補助等は考えておりません。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】福祉教育などの重要性は認識しております。国への要望等につきましては今後の動向を見ながら検討していきます。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】厚生労働省において、任意接種ワクチンを定期接種化する検討がなされていますので、この動向を注視していきたいと思います。任意予防接種の助成は考えておりません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】高齢者インフルエンザワクチンの予防接種同様、大人の予防接種については、一部負担をお願いしていきます。

厚生労働省は、2回目(再接種)については、初回接種に比べ抗体の上昇率が低いとの報告があること、多くの諸外国では定期接種として再接種を広く実施していない等の状況があり、今後、検討するとしています。2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることは考えておりません

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑤障害者・児が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上